

花びと会ちば 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、花びと会ちば と称する。

(目 的)

第2条 本会は、花の活動に関わる市民、企業、生産者等が協力・連携することにより、千葉市における花のあふれるまちづくりを推進することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 花のあふれるまちづくりに係わる個人または団体との情報交換・交流及び協働
- 二 花のあふれるまちづくりに係わる普及・啓発及び研修
- 三 花のあふれるまちづくりに係わる活動の企画及び実践
- 四 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- 一 正会員 本会の趣旨に賛同する個人または団体
- 二 賛助会員 前号の正会員を支援する個人または団体

(会 費)

第5条 正会員は、総会において別に定める会費を納入する。また賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入する。

(入 会)

第6条 本会の正会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出する。

第3章 役 員

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
 - 二 副会長 若干名
 - 三 理事 15名以内（会長及び副会長を含む。）
 - 四 監事 2名以内
- （選 任）

第8条 役員は総会において正会員より選任する。

- 2 会長及び副会長は理事の互選により決定する。
- （職 務）

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代行する。
 - 3 理事は、総会で付議する事項及び本会の事業の運営に関する主要事項を審議する。
 - 4 監事は、本会の会計及び業務執行状況を監査する。
- （任 期）

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任を妨げない。
- （アドバイザー）

第11条 本会にアドバイザーを置くことができる。
アドバイザーは理事会で推挙する。

第4章 会 議

（総 会）

第12条 総会は、正会員をもって構成し、毎年度1回開催し、必要事項を議決する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- （理 事 会）

第13条 理事会は、理事（会長、副会長を含む）をもって構成し、総会に付議する事

項及び本会の事業の運営に関する主要事項を審議し、決定する。

2 理事会は、会長が招集し、議長は会長がこれに当たる。

(部 会)

第14条 本会に、第3条の事業を進めるため、常設または臨時の部会を設置することができる。

2 部会長は、会長が任命し、理事会に報告しなければならない。

3 会長は、必要に応じ、部会長等を招集することができる。

(定足数等)

第15条 総会及び理事会は、正会員総数及び理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第5章 会 計

(予算・決算)

第16条 本会の収支予算は、総会の承認を受けなければならない。

2 本会の収支決算は、監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 雑 則

(事 務)

第17条 本会の事務は、当分の間千葉市緑政課緑と花の推進室が行う。

(会則の改正)

第18条 会則の改正は、理事会の議を経て、総会の承認を受けなければならない。

(施行細則)

第19条 この会則の定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議を経て会長が別途定める。

附 則

この会則は、平成20年4月17日から施行する。

この会則は、平成22年4月15日から施行する。

この会則は、平成25年4月17日から施行する。

この会則は、平成27年4月16日から施行する。